

2026年度 博士進学エンカレッジ奨学金（神戸大学基金） 奨学生募集要項

博士進学エンカレッジ奨学金（神戸大学基金）は、学修意欲が高く学業優秀な学生に対し、本学大学院博士課程後期課程または博士課程（以下、「博士課程等」という。）への進学を促進し、勉学に専念できる環境を整えることを目的としています。

1. 応募資格

2025年度に本学学部を卒業し、引き続き本学大学院博士課程前期課程または修士課程（以下、「修士課程等」という。）に入学する者で、次の各号に全て該当する者とする。ただし、外国人留学生は除く。

- （1）本学博士課程等へ進学を目指すこと。
- （2）他の神戸大学基金奨学金を受給していないこと。ただし、神戸大学基金緊急奨学金は除く。

2. 募集人員 20名

3. 支給額及び支給期間

- （1）支給額 年額600,000円
(年2回支給：6月頃と12月頃)
- （2）支給期間 休学期間を除く、標準修業年限内

4. 支給の休止と再開

奨学生が、傷病、被災、留学、その他やむを得ない事由により休学した場合は支給を休止し、復学後に支給を再開する。

5. 奨学生の義務

奨学生は次の各号を遵守しなければならない。

- ① 修士課程等を標準修業年限内で修了すること。ただし、休学期間は除く。
- ② 修士課程等修了後、引き続き本学大学院博士後期課程等に進学すること。
- ③ 修士課程等1年次において、神戸大学「異分野共創による次世代卓越博士人材育成プロジェクト」先行募集に応募すること。または、2年次において日本学術振興会の特別研究員（DC1）に応募すること。

6. 支給の取消しと返還

奨学生が次の各号の一に該当したときは、奨学金の支給を取消し、支給済みの奨学金の返還を求めます。ただし、奨学生の傷病、被災、その他やむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

- ① 「5. 奨学生の義務」を満たさなくなったとき
- ② 懲戒の処分を受けたとき
- ③ 退学、除籍（死亡の場合は除く）または転学したとき
- ④ その他、学長が取消し、返還すべき事由があると判断したとき

7. 決定方法及び決定通知

奨学生の決定は、神戸大学学生委員協議会の議を経て学長が行い、その結果を応募者に通知する。

8. 応募方法

- (1) 応募者は、学生支援課奨学支援グループへ指定された期日までに次の書類を提出すること。
- (2) 提出書類は次のとおりとする。
 - ① 申請書
 - ② 指導教員推薦書
 - ③ 誓約書

9. 応募期間

令和8年2月5日（木）～3月10日（火）17時

10. その他

- (1) 毎年度末に、学生支援課奨学支援グループに修学状況報告書（大学指定様式。当該年度における修学状況及び奨学金の用途について記載すること。）を提出すること。
- (2) 1年次に「異分野共創による次世代卓越博士人材育成プロジェクト」先行募集に応募した場合は、その申請書の写しを提出すること。
- (3) 2年次に日本学術振興会特別研究員（DC1）に応募した場合は、その申請書の写しを提出すること。

11. 本件についての照会先

神戸大学学務部学生支援課奨学支援グループ

E-mail：stdnt-shogakushien@office.kobe-u.ac.jp